

ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



令和元年6月7日

福島県

東日本大震災及び原子力災害からの8年に及ぶ当県の復興・再生は、県民の懸命な努力はもとより、県内外の企業、団体、教育機関等から多くの支援を頂いて、着実に歩みを進めてまいりました。

4月には、第一原発が立地する大熊町の一部地区において避難指示が解除されたほか、復興のシンボルであるJヴィレッジが全面的に再開し、全国新酒鑑評会においては金賞受賞数7年連続日本一の快挙を成し遂げるなど、当県の復興は着実に前進しております。

さらに、東京2020オリンピックにおける野球・ソフトボール競技の実施や、聖火リレーの出発地となることも決定し、これら福島に関わる明るい話題は、復興・創生を更に前進させるためのモチベーションとなっております。

しかしながら、今もなお約4万人の県民が避難生活を続けるほか被災者の生活再建や産業・生業の再生、避難地域の復興・再生、廃炉・汚染水対策、風評・風化対策など、県全域において復興はいまだ途上であり、その進捗により課題やニーズは様々であることから、きめ細かに対応していく必要があります。

3月に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しにおいては、「福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む」と明記いただきました。当県の復興は、原子力災害との長い戦いであり、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って臨むための体制・財源を確保いただき、これを礎に当県に携わる様々な主体が、それぞれの強みを発揮し、相互に連携し、一体となって、当県の復興・創生を必ず成し遂げなければなりません。

国におかれましては、県、市町村の声を丁寧に聴きながら、総力を挙げて当県の復興・再生に最後まで責任を持って対応いただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和元年6月7日

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

<最重点要望項目>

<全般的事項>

- I 復興・創生期間後の継続的な対応 1
- II 令和2年度における復興の更なる加速化 2

<個別事項>

- III 避難地域・浜通りの復興再生 6
- IV 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出
. 18
- V 原子力発電所事故への対応 28
- VI 風評払拭・風化防止対策の強化 38
- VII 県民の健康と安全・安心を守る取組 44
- VIII 産業再生・インフラ整備 51
- IX 地方創生及びオリンピック・パラリンピック 60

<重点要望項目>

I	全般的事項	62
II	避難解除等区域等	70
III	生活環境	71
IV	保健・医療・福祉	84
V	商工労働・観光交流	94
VI	農林水産業	99
VII	県土整備	112
VIII	教育	118

<最重点要望項目>

<全般的事項>

I 復興・創生期間後の継続的な対応

1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保

【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、重点推進計画に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、集中復興期間及び復興・創生期間の10年間では完了しないことから、復興庁後継組織においても大臣のリーダーシップの下、司令塔機能、予算を含めた総合調整機能を確保するとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源と枠組みを確保すること。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、地域によって復興のステージは異なり、復興の進度に応じて課題は多様化し、これまでにない課題にも直面している。復興・創生期間後においても、今後新たに顕在化するものを含めあらゆる課題に対して、当県の復興・創生が実現するまで引き続き国が前面に立って取り組むこと。

さらに、いまだ諸外国における当県産農産物の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島への復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

加えて、当県において次期総合計画の策定に向けた検討を始めていくが、計画に描かれるふくしまの目指す将来の姿が実現できるよう、国における復興・創生期間後のビジョンについても、政府全体で議論を進めるとともに、当県の復興の現状や進捗状況を十分に勘案しつつ、当県の復興・創生が更に加速するよう、福島復興再生特別措置法を始めとする当県の復興・創生に不可欠な法制上の措置や施策等に必要な見直しを加えるなど、柔軟かつ機動的な対応を図ること。

Ⅱ 令和２年度における復興の更なる加速化

2 令和２年度における復興の推進

【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

復興・創生期間の最終年度となる令和２年度は、長い時間を要する当県の復興・創生を、切れ目なく安心感を持ってさらに進めるために重要な年度となる。当県の現場の具体的なニーズや状況変化を踏まえながら、前述した復興・創生の実現に向けたあらゆる課題に対し、十分な予算を確保し、県・市町村とともに国も一体となって総合的に施策を推進すること。

3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和2年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和2年の国勢調査等の調査結果（人口等）は、令和3年度以降の普通交付税算定における測定単位となるが、避難地域12市町村においては、原子力発電所事故の影響等により、いまだ多くの住民が避難している状況である。

このため、令和2年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定することは、行財政運営に支障を来すことが想定されるため、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

(3) 復興交付金の予算確保と運用の改善

① 復興交付金については、復興が完了するまで、必要な予算を確保すること。

② 被災自治体それぞれの復興のステージに対応して、被災自治体にとって真に使いやすい制度となるよう改善を図ること。

また、効果促進事業費の一括配分が用途の自由度の高い資金として創設された趣旨を踏まえ、創意工夫による復興まちづくり事業が迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること。

(4) 福島再生加速化交付金の予算確保等

東日本大震災から9年目を迎えた今、帰還困難区域等の復興再生を目指す地域や避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、それぞれの地域により復興のステージが異なる。

すべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上対策（帰還環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等の福島再生加速化交付金について、復興・創生期間後も含め長期的かつ十分な予算を確保すること。また、交流・関係人口の拡大や移住の促進など、新たな活力を呼び込む施策を講じ、帰還者はもとより、新たな住民等（交流・関係・移住人口）の拡大に向けた事業を追加・拡充すること。

特に、帰還環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 運用の弾力化（面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和し、幅広い活用を可能とするなど）
- ② 各避難市町村における復興の進捗状況に応じた対象事業及び対象経費の追加並びに対象要件の拡充（特定復興再生拠点区域等における必要な事業等）
- ③ 基金化可能事業の拡充（相談員配置や個人線量管理等、継続的対応を要するソフト事業など）
- ④ 柔軟な事業執行や事務手続の簡略化（随時受付の実施や様式の簡素化など）

(5) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅等での避難生活から災害公営住宅等への移行など、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動などの様々な施策を通して、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること。

4 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の person 費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

＜個別事項＞

Ⅲ 避難地域・浜通りの復興再生

5 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興には、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療、介護、福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営経費・人材確保の支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・交流人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を進め、「福島12市町村の将来像」に描かれた30～40年後の地域の姿を一つ一つ着実に実現していかなければならない。

こうした中、市町村ごとに復興の進捗は異なっており、いまだ復興のスタートラインにも立っていない自治体があるほか、避難指示が解除され日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、復興・創生期間後も含め、「福島12市町村の将来像」の実現に必要な中長期的な体制・財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

6 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

7 避難地域の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

(1) 被災事業者等の支援

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、(公社)福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チームの中核組織)が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

併せて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、事業再開・帰還促進事業、原子力災害被災地域創業等支援事業及び商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業等の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

また、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業については、被災者に寄り添った制度の見直しを行うこと。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(いわゆるグループ補助金)について、避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること。

8 避難地域の営農再開に向けた支援

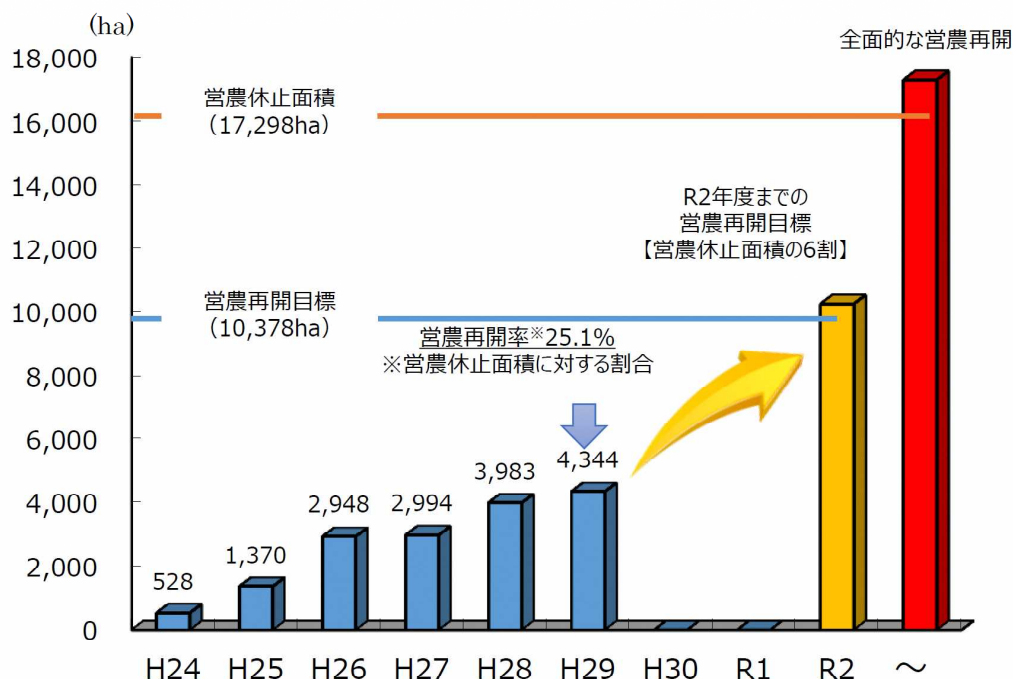
【復興庁、農林水産省】

東日本大震災から8年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の除染が開始された段階であるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、中長期的に十分な予算を確保すること。

また、避難地域における営農再開や農地集積の加速化に向け、人的支援を含め現地での支援体制の強化を検討すること。

【避難地域の営農再開目標】 ※営農休止面積 17,298ha (原子力被災12市町村)
 ○令和2（2020）年度までの目標 ▶ 営農休止面積の6割再開
 ○最終目標 ▶ 長い年月を要するとしても、**営農休止した全ての農地で営農を再開**



9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制の再構築については、避難指示が解除された各市町村（大熊町は除く）で少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」を開院したが、避難地域等において、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要であることから、以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

現在、再開・開設した医療機関の約7割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しているなど、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療（人工透析等）の確保や、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

については、国は、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、十分措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

避難地域の医療機関の稼働状況			
医療機関	震災前	震災直後	H31.3.31 現在
病院	8	1	3
診療所（うち、企業内診療所等）	60（17）	3（3）	22（8）
歯科診療所	32	0	6
薬局	31	0	3
合計	131（17）	4（3）	34（8）

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

これまで、同地域への医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な支援を実施しているが、今後も人材不足がより深刻と思われる同地域においては、修学資金制度や県外からの医師招へいをはじめとする人材確保・地域定着策を、これまでと同規模かつ複合的に実施し、県内全域において人材を確保することにより、不足地域へ人材を提供していく必要がある。

については、地域の医療提供体制を安定的なものとするため当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な財源を、引き続き十分措置するとともに、財源措置の見通しを速やかに示すこと。

10 避難地域等の教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から8年が経過した今もなお、4つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町・浪江町においては、中長期的な支援が必要である。

また、再開した市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、遠隔合同授業に対応するICT環境の充実等に係る予算を確保すること。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること。

② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについては、当県及び市町村の需要に応じて、予算の確保等柔軟な対応をすること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、本年4月に中学校が開校し、新たな中高一貫教育が動き始めたことから、寄宿舎の運営など生徒の生活環境整備に必要な予算の確保等を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、海外研修における渡航費等、生徒の教育環境づくりに必要な予算の確保等、引き続き支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導などのきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。



11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域の復興に向けた道路整備のための予算確保と国直轄権限代行の整備促進

- ① 住民帰還の加速や産業再生を支える「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地域へ連絡する地域連携道路等の整備を早急に進めるため、復興・創生期間の残りの期間において、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税等の充実と継続を図るとともに、復興・創生期間以降においても、復興事業が完了するまで、必要な予算を確保すること。
- ② 国直轄権限代行事業に採択された、国道399号十文字改良及び県道吉間田滝根線広瀬改良の整備促進を図ること。

(2) 復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や避難地域12市町村に関わる道路の整備については、事業着手後間もない箇所が存在することや、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、復興・創生期間以降における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(3) 常磐自動車道への追加IC及びスマートICの整備

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要がある。

平成27年6月に設置が認められた双葉町の追加IC及び平成30年8月に準備段階調査に採択となった南相馬市小高区のスマートICについて、早期整備が図られるよう、十分な財源確保を含め、県・市・町に対する支援をすること。

(4) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

- ① 常磐自動車道については、「いわき中央 I C～広野 I C 間」、「山元 I C～岩沼 I C 間」の 4 車線化及び、残る暫定 2 車線区間における付加車線工事の早期完成を図ること。
併せて当県の復旧・復興及び高速道路の安全・安心確保の観点から、早期の全線 4 車線化を図ること。
- ② 浜通りの復興支援・地域振興のため、国道 6 号勿来バイパスの早期完成を図ること。

(5) 北部軸を形成する東北中央自動車道（相馬～福島間≪復興支援道路相馬福島道路≫）の予算確保・早期整備

東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして整備が進められている東北中央自動車道（相馬～福島間）については、事業進捗が図られているところであるが、以下の措置を講じること。

- ① 相馬 I C～相馬山上 I C 間の令和元年度の確実な供用を図るとともに、令和 2 年度開通目標区間の一日も早い供用を図ること。
- ② 開通予定が示されていない（仮）福島保原線 I C～（仮）国道 4 号 I C 間 2.8 km について、速やかに開通目標期限を示すこと。
- ③ 相馬～福島間について、区間完了後は順次、直轄指定区間に編入すること。

12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、中長期にわたり予算を確保すること。

(2) バス購入補助の継続支援

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を継続すること。

13 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化等

【復興庁、国土交通省】

(1) JR常磐線の早期全線復旧

JR常磐線は、避難地域はもとより、浜通り地域の復旧・復興にとって重要な大動脈であることから、JR東日本に対し一日も早い全線復旧が成し遂げられるよう指導すること。

(2) JR常磐線の基盤強化等

浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素となってくることから、JR常磐線の早期復旧と併せて、線形改良や道路との立体交差及び特急の直通運転等による高速化や複線化による利便性の向上などの基盤強化をJR東日本に対し指導すること。

14 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設（仮称）と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

IV 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出

15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府, 復興庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省,
資源エネルギー庁, 国土交通省, 観光庁, 環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、重点推進計画にも位置付けられたところ。

構想のとりまとめから5年、今年度は、年度末に全面開所を目指す福島ロボットテストフィールドや、2月に着工した情報発信拠点（アーカイブ拠点）などの拠点整備が進んでいるほか、構想の中核的な推進主体である福島イノベーション・コースト構想推進機構による産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業が取り組まれている。

構想の具体化に向け、重点推進計画に掲げられた取組について政府全体での一層の連携強化の下、県と緊密に連携し推進すること。

また、復興・創生期間後の更なる推進を図るため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を国・県一体となって作成するとともに、浜通り地域等を意欲ある企業等の「あらゆるチャレンジが可能な地域」とし、産業振興に向けて創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、資金調達の円滑化等の措置を講じること。

福島イノベーション・コースト構想



廃炉関連施設(JAEA)

- ①大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
- ②廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
- ③楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (2016年4月本格運用開始)



(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

① 廃炉・放射線分野における研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、楡葉町に整備した楡葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 福島ロボットテストフィールドの運営等

福島ロボットテストフィールドの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

また、ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運行管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに施設の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、福島ロボットテストフィールドを空飛ぶクルマの技術開発や制度整備のための拠点として活用するよう、産学官関係者へ呼びかけを図ること。

加えて、2020年ワールドロボットサミットの福島ロボットテストフィールドでの開催に向け、競技人口や観客数の拡大を図るため、競技者拡大や広報活動など必要な措置に取り組むこと。

③ エネルギー関連産業の集積

浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興再生を進めるため、「福島新エネ社会構想」に掲げる各種取組に対する必要な予算を確保すること。

また、県内企業への技術開発支援や再生可能エネルギー分野での人材育成等の推進に向け必要な予算を確保すること。

④ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の再開を促進する技術の開発・実証を支援するために必要な予算を確保すること。

⑤ 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積し、失われた産業基盤を構築するためには、ロボットやエネルギー、環境・リサイクル、農林水産等様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、持続的に新規案件の発掘を行いながら新技術の実用化開発を進めることが必要である。

このため、地域復興実用化開発等促進事業について、令和2年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、持続的・自律的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業の参入による廃炉産業集積の推進、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

(3) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、専門的な工業、農業、水産業人材等を育成する新たな教育プログラムを推進するため、教育環境の整備に必要な予算を確保するとともに、企業・地域との連携等のコーディネートなどのプログラムの進捗を支援し、学校間連携や成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育などを推進する予算を確保すること。

さらに、本構想を支える人材育成と国際的な知見の集積を促進するため、浜通り地域等で大学等が実施する、当県復興につながる教育研究活動を充実するとともに、研究者間のネットワーク構築、学会開催等に必要な予算を十分に確保するほか、大学等の連携や拠点化など更なる展開に向けた対応を図ること。

(4) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大に取り組むことはもとより、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、地域住民等相互交流の促進、地域の新たな魅力創造等による来訪者の増加や交流などの取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

(5) 情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等への支援

情報発信拠点（アーカイブ拠点）は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その整備に必要な予算を確実に措置するとともに、整備後においては原子力災害の記録と教訓を伝える唯一無二の施設としての役割を永続的に担えるよう、運営費について必要な予算を確保すること。

また、資料収集に必要な予算を引き続き措置するほか、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など情報発信拠点施設の利用促進について、省庁を挙げた取組を開所時から講じること。

(6) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構の体制強化や、本年度から県と連携して進めている廃炉関連産業の集積を始めとした構想の推進に向けて必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

◇ 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）



(1) 福島新エネ社会構想の推進

- ① 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統増強を促進する措置を講じるとともに、引き続き系統運用ルールの見直しに向けた検討を進めること。
- ② 福島新エネ社会構想に基づき、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈山地・沿岸部における風力発電等や、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等の最大限導入のための必要な予算を継続的に確保すること。
- ③ 水素社会実現のためのモデル構築に向け、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業の進捗を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックでの活用方策や未来を先取りした水素社会実現のモデル構築に必要な予算を確保すること。
- ④ 全県的に地産地消型エネルギーシステムの構築を推進していくために、再生可能エネルギーの導入拡大と効率利用につながり、電気とともに熱の面的利用の拡大も図れるスマートコミュニティについて、再生可能エネルギーや水素の活用によるまちづくりが実現できるよう、当県向けの特別な予算の確保を継続すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの更なる導入拡大や県産再エネ由来水素の県内利活用の推進など、福島新エネ社会構想における第2フェーズの取組について、当県や関係機関と検討を進めるとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 再エネ関連産業の集積に向けた技術開発の推進

- ① 平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらには地元大学等と連携した産業人材の育成などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。
- ② 当県発の再生可能エネルギー関連の技術については、本格的な実用化・事業化のステージを迎えているところであり、その動きを更に加速化するため、県内企業が行う実用化に向けた技術開発への支援に必要な予算を確保すること。
- ③ 福島発の再生可能エネルギー関連新技術や新製品、新たなビジネスモデルが次々と生み出される環境を創出するため、再生可能エネルギーに関する研究開発から実用化などのコーディネート活動等に必要な予算を確保すること。
- ④ 福島において、風力発電の研究開発等のもとより、関連産業の集積を図るため、国の浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえ、浮体式洋上ウインドファームが実用化されるよう必要な支援を行うこと。

17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、中長期的に支援すること。

また、国立研究法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める重点分野や優先課題に対応する医療機器の安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、新薬発売まで10年以上必要な創薬研究の迅速化等に貢献するとともに、ベンチャー企業の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるよう、継続して支援すること。

18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙関連産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテックプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、当県産業の復興・再生を加速化させるためには、更なる取組の深化が必要である。

ついては、中核企業を核とした関連企業クラスター形成や県全体における関連企業の技術力向上を図るため、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材の育成など、航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

V 原子力発電所事故への対応

19 東京電力福島第二原発の廃炉

【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた当県は、県内原発の全基廃炉を前提とした「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念の一つに掲げている。

東京電力福島第二原発については、平成30年6月に東京電力から廃炉の方向性が示されたところであるが、いまだ正式な決定がなされていないことから、国の責任において廃炉を決定すること。

20 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

今なお多くの県民が避難を続けており、また、根強い風評が残っている当県の復興・再生を実現するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、以下の課題について確実に措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

また、多核種除去設備（ALPS）等処理水の取扱いについては、環境や風評の影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めること。

③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。

④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国はバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な調査を支援するほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国の主導のもと、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。

- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

21 除染等の推進

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施すること。

(2) 必要な経費の措置

除染等の取組を最後まで確実に実施するため、事業に要する費用が国の試算額を超える場合には速やかに見直し、必要とする予算を確保すること。

(3) 仮置場等の原状回復と除染後農地の不具合の解消

仮置場等の原状回復については、返地後の跡地利用に支障をきたすことのないよう適切な措置を講じるとともに、除染実施後の農地や仮置場として使用された農地の不具合について、国の責任により解消に必要な措置を講じること。

(4) 森林における対策

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の成果を検証し、その結果を踏まえ、市町村の要望に沿った実効性のある総合的な対策事業を構築すること。

また、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」は、生活圏の環境保全や原発事故の影響を受けた当県の森林、林業、木材産業を再生するうえで、欠かすことのできない事業であることから、中長期的な予算の確保を図ること。

(5) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生じた土壌等の処理

住民等による道路側溝清掃等により $8,000\text{ Bq/kg}$ を超える土壌等が生じた場合、市町村や民間事業者による処理が困難であることから、当該土壌等の処理については、国が責任を持って確実に対応すること。

(6) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施すること。

また、拠点区域以外の除染の方針について、具体的に示すこと。

22 中間貯蔵施設事業

【復興庁、環境省】

(1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

(2) 輸送の安全・確実な実施

輸送量の増加を踏まえて、渋滞対策を含む道路交通対策を適切に実施し、輸送の安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。

また、輸送の実施状況や安全対策などについて、広く周知・広報を行い、県民の不安や懸念の解消を図ること。

(3) 中間貯蔵施設整備への取組

国が示した2019年度の事業方針に沿って計画的に除去土壌等の搬出が進められるよう、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って取り組むこと。

(4) 県外最終処分の確実な実施

法律に定められている搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術開発や実証事業の実施等に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、住民、自治体、さらには、国民的な理解が極めて重要であることから、丁寧に対応すること。

23 特定廃棄物埋立処分事業

【復興庁、環境省】

(1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・楡葉両町で締結した安全協定と輸送計画に基づく取組を確実に実施し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

(3) 富岡・楡葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

24 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 「指針」の適時適切な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査などを通して当県の現状をしっかりと把握するとともに、「指針」の適時・適切な見直しを行うこと。

また、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた対応をさせること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

(4) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

25 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。

(1) 新学類「食農学類」への十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」（平成31年4月設置）の教育研究機能の強化に対し、十分な支援を行うこと。

(2) 震災復興に向けた取組の継続と強化

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営、及び「環境放射能研究所」の機能強化のための予算を確保すること。

(3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組、復興の担い手育成の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

VI 風評払拭・風化防止対策の強化

26 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保等

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、当県のイメージはいまだ震災前の水準まで回復しておらず農林水産物を始めとした県産品の販路回復・定番化や国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、当県に対する関心が低下する風化傾向が進んでおり国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること

なお、当県は、食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質の情報管理を組み合わせた「ふくしま食品衛生管理モデル」の導入普及など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して当県が取り組む施策については、必要な財源を十分に確保すること。

国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛けや、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を強化すること。

27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化

【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、水産庁、経済産業省】

(1) 福島県農林水産業再生総合事業の継続実施のための財源確保

県産農林水産物の価格は、一部品目で全国平均との格差が徐々に縮小しているものの、牛肉や桃など多くの品目で依然として全国平均を下回っていることから、根強く残る風評を払拭し、県産農林水産物を選んでもらえるようブランド力を向上させるため、流通実態調査の結果や情勢の変化に応じ、生産から流通、消費に至る適時・適切な総合対策を強力で推進する必要があることから、予算を確保すること。

(2) 米の全量全袋検査及び牛の全頭検査スキームの見直しに伴う予算確保

米の全量全袋検査及び牛の全頭検査については、令和2年度からその検査スキームの見直しを想定していることから、その検討作業への支援とともに、見直し後の検査等に必要な予算を確保すること。

(3) 国による農林水産物の風評対策の強化

福島県農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(4) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化と関連予算の確保

当県農林水産物の輸入規制が、23の国・地域まで減少してきた中、平成31年4月にはWTO上級委員会の裁決により、韓国による水産物の禁輸措置の継続が事実上容認されたことは、復興に向け努力を重ねてきた当県を始めとする被災地の取組に多大な影響を及ぼしかねない。

こうした事態を踏まえ、国においては、依然として原発事故による農林水産物等の輸入規制を実施している国・地域に対し、科学的根拠に基づく安全対策を周知し、早期に規制措置を撤廃するよう一層強く働き掛け、輸出の回復・拡大を図るとともに、必要な関連予算を確保すること。

28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策に対し、引き続き予算を確保するとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

(2) 東北観光復興対策交付金の延長

当県の外国人宿泊者数については、震災前の平成22年を基準とすると上回ったものの、その伸び率は、全国平均をはるかに下回っている。

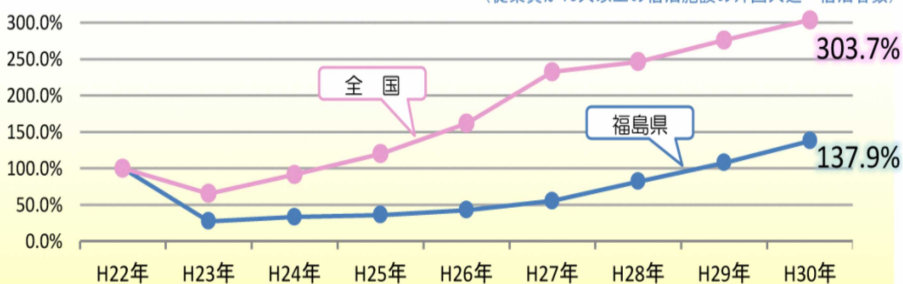
観光は福島の復興の起爆剤であり、今なお続く風評の払拭が極めて重要であることから、東北観光復興対策交付金制度を維持し、当県が行うインバウンド対策の予算を引き続き確保すること。

福島県のインバウンドを取り巻く状況

福島県のインバウンドは、風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増から遅れており、依然として厳しい状況

◆外国人延べ宿泊者数の推移(H22比)

【出典】観光庁 宿泊旅行統計調査
(従業員が10人以上の宿泊施設の外国人延べ宿泊者数)



全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	72,933,660	79,038,520	(人泊)
福島	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270	96,290	120,250	(人泊)

※平成29年までは確定値。平成30年は速報値。

(3) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働き掛けを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働き掛けること。

(4) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

29 ふくしまグリーン復興の推進

【環境省】

「ふくしまグリーン復興構想」は、震災後風評等の影響により減少した自然公園利用者数の回復と交流人口の拡大により当県の復興を加速させるため、国と共同で策定したものである。

国と県が緊密に連携し、構想実現に向けた取組を推進する必要があるため、以下の措置を講じること。

(1) 国による積極的な事業の推進

「ふくしまグリーン復興構想」を国が行う自然公園等整備事業における重点事業に位置付け、国立公園の魅力向上に向けた取組を国が積極的に推進すること。

(2) 自然公園等整備事業における特例措置

構想の柱の一つである国立公園・国定公園を結ぶロングトレイルの整備について、当県復興のため、国が直轄事業により取り組むこと。

(3) 県事業に対する十分な財源の確保

自然環境整備交付金を含め、当県の構想に基づく取組を推進するための十分な財源を確保すること。

30 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から新たな住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けて国が前面に立って、県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者等が新たな住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、借上げ住宅間の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、引き続き国による東京電力への指導を含め、住居の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行などの当県が実施している情報提供の取組に対し引き続き震災復興特別交付税により措置するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和2年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和2年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

震災から8年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、単年度雇用では人材確保が難しい臨床心理士や精神保健福祉士等専門職員の確保のため、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用が可能となるよう中長期的に安定した予算を確保すること。

② 被災者に対する支援事業を中長期的に継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、平成26年度まで全額国庫負担で自殺対策事業を実施してきた経過も踏まえ、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援について、現行制度を堅持すること。

また、復興・創生期間後における復興の基本的方向性については、平成31年3月に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針において、適切に対応するとされているが、被災者が安心して生活できるよう、財政支援の継続に関する方針を示すこと。

31 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、環境省】

当県では、原子力災害からの復興と少子高齢化による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、子ども・子育てに関する総合的な対策を強化し、日本一安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、長期的な視点に立って安定的かつ十分な財源を確保するなど、最大限に支援すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

- (1) **福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保**
子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭をはじめとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保するとともに、実態に即した弾力的な運用ができるようにすること。
- (2) **児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保**
子どもの体力低下や肥満等は、全体的には改善傾向にあるが、震災当時幼児期であった年齢層の肥満傾向児の出現率が震災前よりも高い状況にあることや、特に浜通り地域において体力が震災前より低い状況にあるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。
- (3) **児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続**
震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を県内一円において実施できるよう、予算措置を継続すること。
- (4) **被災児童生徒の就学機会の確保**
東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、中長期的に必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための必要な予算の確保及び継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

33 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等 【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

中間貯蔵施設への除去土壌等の本格輸送や復旧・復興に係る交通量の増加等により、めまぐるしく変化する交通環境に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域内における空き巣など犯罪被害が増加していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

加えて、地域の安全を守るためには、住民による自主防犯が不可欠であるため、帰還した住民らによるコミュニティ再建と連動した防犯ボランティアの再構築及び活動の活性化などに必要な予算を確保すること。

34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

令和2年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。また、避難指示解除後の住民帰還の促進に向け、働く場の確保は必須の課題であり、以下の企業立地補助金について引き続き支援すること。

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

地域経済産業復興立地推進事業（企業立地補助金）について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう令和2年度の募集を継続するとともに、必要な事業期間を確保すること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続

当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいるが、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県全体の産業復興のため、令和2年度の募集を継続するとともに、復興・創生期間後も制度を継続すること。

(3) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

避難指示区域等の実情を踏まえ、当該区域等の支援を行うため、令和2年度の募集を継続するとともに十分な予算を確保すること。

また、避難指示解除後の帰還支援を考慮し、復興・創生期間後も制度を継続すること。

36 社会資本の整備に係る財源措置等

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるため、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、平成28年度以降復興特別会計から一般会計に移して対応することとされた事業をはじめ、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金、補助事業等）の財源を十分に確保すること。

また、既存施設の更新・修繕への対策が急務であることから、長寿命化対策に要する財源についても十分に確保すること。

(4) 防災・減災、国土強靱化の推進のための財源の確保

激甚・頻発化する豪雨災害や、地震等による大規模自然災害から県民の生命・財産を守るための社会資本の整備は喫緊の課題であるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度となる令和2年度の財源を十分に確保すること。

さらに、防災・減災、国土強靱化に関する事業について、3か年にとどまらず、令和3年度以降も必要な制度構築や財源の確保を行うこと。

37 農林業・農山村再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁】

(1) 農業農村再生のために必要な制度と予算の確保

東日本大震災による地震・津波の被害に加え、原子力災害の影響により地域コミュニティが損傷し、農業農村の再生には今後も長い時間が必要となることから、避難指示区域等における帰還促進や農業農村再生のために必要となる復興事業について、復興・創生期間後も制度を継続し、十分な予算を確保すること。

(2) 里山再生事業（仮称）の制度化と財源の確保

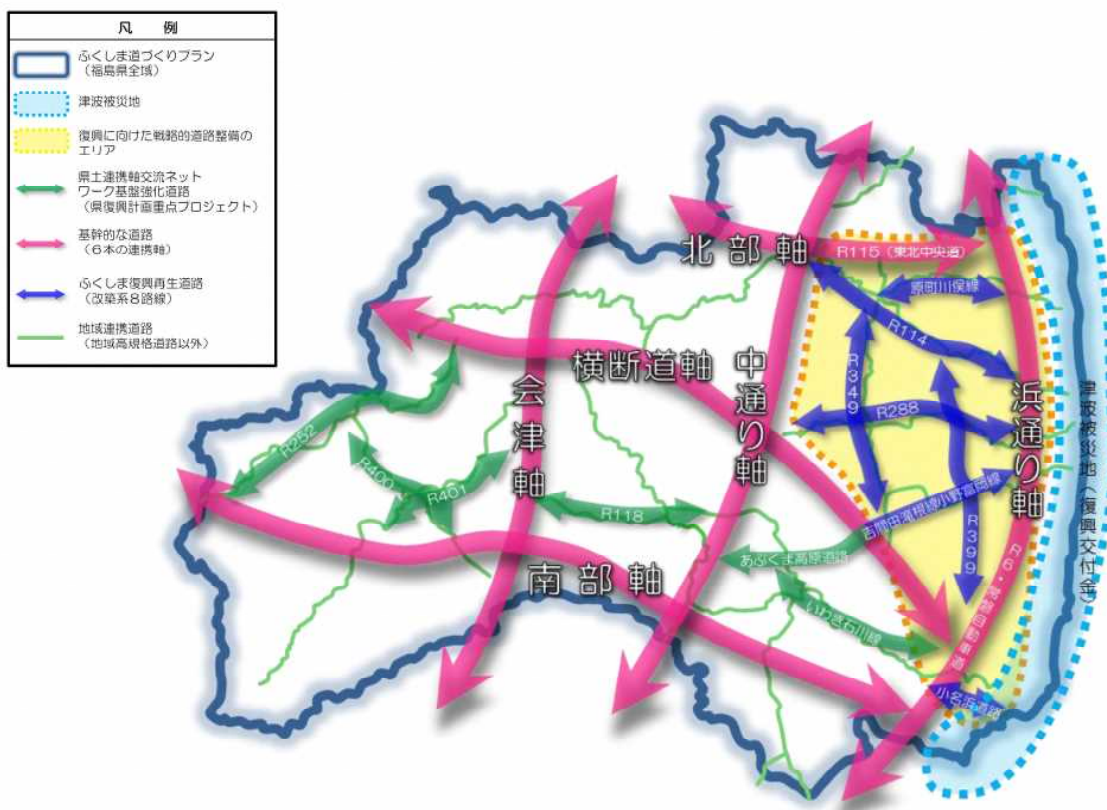
里山再生モデル事業の効果を評価し、その成果を踏まえた総合的な対策の制度化を図るとともに、必要な財源を確保すること。

38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援
【復興庁、国土交通省】

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを生み出すため、会津縦貫道の早期整備早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

○ 復興・創生を支える交通基盤の整備



(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

- ① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）の早期完成及び国道13号（福島西道路Ⅱ期区間）の早期整備を図るとともに、国道4号「矢吹鏡石道路」の早期事業化に向け調査を促進し、国道4号鏡石町以南の早期の全線4車線化を図ること。
- ② 横断道軸として、磐越自動車道（会津若松IC～新潟中央JCT間）及び国道49号については、福島県の太平洋沿岸と新潟県の日本海沿岸を繋ぎ、東北と北陸地方、さらには、首都圏・近畿圏との産業等の交流を促進させ、東北・北陸地方の発展にとって欠かすことのできない極めて重要な路線であるため、4車線化の早期着手及び国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。
- ③ 南部軸として、一般国道289号（八十里越）国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

39 物流拠点としての小名浜港の整備促進

【復興庁、国土交通省】

国際バルク戦略港湾小名浜港は特定貨物輸入拠点港湾に指定され、県内全域の産業復興を支える重要な役割を担っていることから、産業と生活に必要な資源、エネルギー等の物資の安定的かつ安価に供給する拠点港として、大型船舶の入港が可能となる大水深岸壁や航路・泊地の早急な整備が必要とされるため、東港地区の令和2年度の供用に向け、「国際物流ターミナル整備事業」の予算を確実に確保すること。

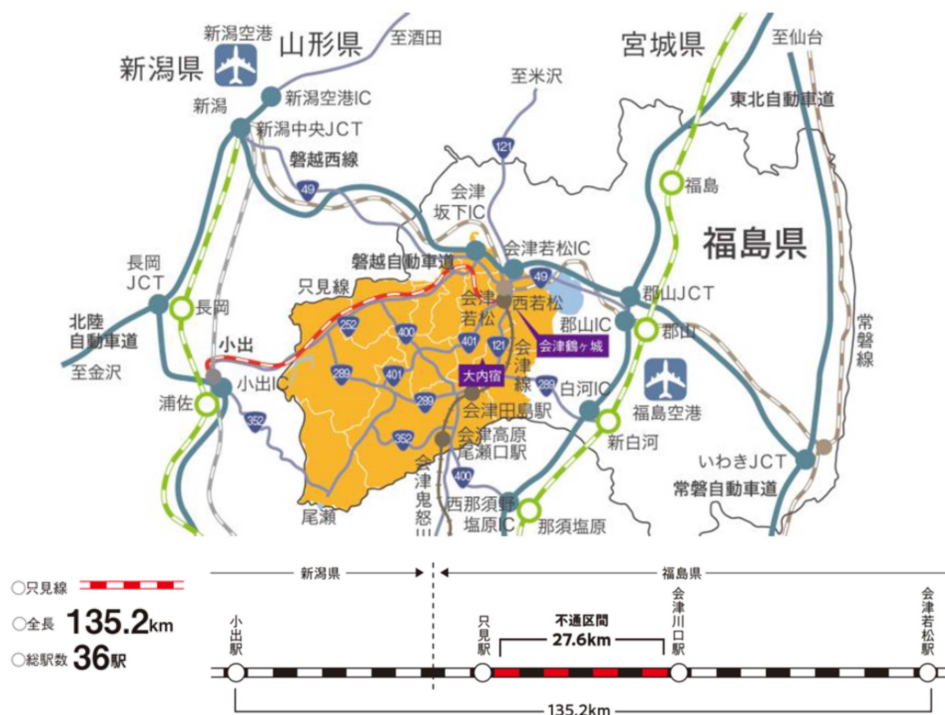
40 JR只見線の早期全線復旧

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線復旧により日本一のローカル線として以前の姿を取り戻し、生活路線としてだけではなく、風評払拭のためにも観光や教育旅行などを始め、海外からも多くの方々に利用される新たな只見線をつくりあげていかななくてはならない。

については、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線をつくりあげるため、以下の内容について支援すること。

■ 只見線の概況（平成23年7月 新潟・福島豪雨による被害）



流出した第六只見川橋梁
(金山町)

Blocked

流出した第五只見川橋梁
(金山町)

(1) 上下分離方式の導入に向けた支援

上下分離方式の導入に向け、地元自治体がＪＲ東日本と協議を進めるに当たり、専門的立場から必要な協力や助言を行うこと。

(2) ＪＲ東日本に対する財政的支援等

復旧工事費に多額の費用がかかることから、ＪＲ東日本を支援するために必要な予算を確実に確保すること。併せて、地元が法改正のメリットを最大限受けられるよう、法対象事業を幅広く捉えること。

(3) 地元自治体に対する財政的支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津１７市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運行が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政的な支援を講じること。

(4) ＪＲ只見線の利活用促進に関する支援

只見線利活用計画に基づき、会津地域の振興を図るため、地元自治体が利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のＰＲに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

Ⅷ 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

41 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な規模の予算を継続的に確保すること。

また、人口減少等の構造的な課題解決には長期間を要することから、次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、実効性の高い取組を展開できるよう継続的に支援すること。

42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省、スポーツ庁】

(1) 被災県開催への財政支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は復興五輪として、これまでの御支援に対する感謝と当県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会である。

聖火リレーのグランドスタートの地とともに、野球・ソフトボール競技で東京オリンピック全体の最初の試合の開催地となる当県は、復興五輪において重要な役割を担うこととなり、オリンピックの成功に向けて、着実に準備を進めていかなければならない。

一方、いまだ東日本大震災や原発事故からの復興、再生の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に財政的な負担が生じないよう措置を講じること。

また、被災地の復興を省庁一丸となって、情報発信すること。

(2) 関連事業推進への支援

当県及び県内市町村が取り組むホストタウン登録や事前合宿の誘致はもとより、当県が取り組む県産農産物の利用拡大に向けたGAP認証取得の推進や食品等関連施設へのHACCP導入の推進、大会における当県花き類や県産材の活用、再エネ由来の県産水素の研究開発、風評・風化対策などと歩調を合わせ、県産品の大会活用等に対して積極的に支援すること。

(3) Jヴィレッジの活用

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿はもとより、国及び関係団体が開催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議等において、当県復興のシンボルであるJヴィレッジを積極的に活用すること。

また、様々な機会を捉えて、Jヴィレッジの積極的な活用を働き掛けるなど、国を挙げて協力すること。

<重点要望項目>

I 全般的事項

1 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

2 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

【総務省】

電気供給業等に対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

3 福島県立医科大学における放射線医学に係る人材育成のための財政支援

【環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

4 私立学校運営への財政支援の継続

【文部科学省】

当県においては、幼児児童等の県内外への避難などにより厳しい運営を強いられている私立学校等に対する財政支援が継続して必要であることから、私立高等学校等経常経費補助金の算定に当たっては、災害前の幼児児童等の人数を算定基礎とするなどの弾力的な取扱いを継続すること。

5 被災した私立高等学校等の児童、生徒等に対する授業料減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を継続すること。

また、専修学校・各種学校の減免事業において、専修学校高等課程以外の課程についても、高等課程と同様に減免額の全額を事業の対象とすること。

6 学校給食の放射性物質検査への財政支援の継続

【復興庁、総務省、文部科学省】

学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、幼児児童生徒や保護者の不安が払拭されるまで、震災復興特別交付税での全額措置を継続すること。

7 旧避難指示区域内の幼稚園の再開等における財政支援の弾力的な運用

【文部科学省】

旧避難指示区域内に所在する幼稚園は、住民帰還の状況等に合わせて再開を検討する必要があるなど、特別な事情があるため、再開等に当たっては、災害復旧補助の弾力的な運用などにより、所要の財源を措置すること。

また、避難先での仮設園舎に係る賃借料を災害復旧補助の対象とする措置を継続すること。

8 震災原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

9 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

10 市町村国土強靱化地域計画策定促進のための支援の拡充

【内閣官房】

市町村における国土強靱化地域計画の策定を加速化するため、補助金・交付金のかさ上げなど、より実効性のある支援策の拡充を図ること。

11 無人航空ロボット（ドローン）の導入にかかる財政支援

【総務省、消防庁】

広大な県土を有する当県では、中山間地域及び避難指示区域において、視界不良により防災ヘリが運行できない場合など、被災状況の確認等のためにドローンの活用が期待されており、県内消防本部でも導入が検討されている。

このため、消防の標準装備として、ドローンを導入する市町村及び消防本部に対し、機体の導入経費及び操作する人材の育成経費に係る財政的措置を講じること。

12 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の早期復旧等に向けた支援

当県では、帰還困難区域などを除く避難指示区域が順次解除されてきたところであるが、いまだ、消防防災施設等の復旧事業に着手できていない町村があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、令和2年度以降も引き続き十分な予算を確保すること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、大規模化することが懸念されることから、避難指示区域等のパトロールにより、火災等の兆候の発見や消防水利の点検等を実施し、火災等発生防止や被害の最小化を図る必要がある。また、火災等が発生した場合は、県内外の消防本部に応援を求める必要があるとともに、防護服やスクリーニングなどに要する経費が必要となる。

このため、パトロールや訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和2年度以降も十分な予算を確保すること。

(3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

① 消防団に対する財政支援の拡充

消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置として、平成27年1月26日付けで拡充されたが、標準団員数の2倍未満の消防団員数(実員)の市町村については、消防団員が増加しない限り、一律に対象外とされている。

人口に比して消防団員数の多い市町村に対しては、普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の更なる拡充や消防団の装備品の無償貸与の充実など、市町村の実情に応じた一層の財政支援措置を拡充すること。また、都道府県に対し、装備充実に向けた市町村への支援が実施できるよう財政支援措置を拡充すること。

② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の22市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

(4) 消防庁舎の耐震化に向けた支援

当県では、消防庁舎の耐震化率は全国平均と比べて低く、今後、発生する大規模災害に備え消防庁舎の耐震化が急務であることから、令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債の期限を延長すること。

13 市町村防災行政無線のデジタル化に向けた財政支援

【総務省、消防庁】

当県では、市町村防災行政無線の新スプリアス規格への対応やデジタル化整備について、令和2年度まで期間限定の有利な財政措置である「緊急防災・減災事業債」を積極的に活用するよう各市町村に整備を促しているところであるが、新庁舎建設、庁舎改修などの兼ね合いや、原発事故の影響等により、デジタル化整備が遅れる市町村もあるため、「緊急防災・減災事業債」の期限を更に延長すること。

14 消防防災ヘリコプターの2人操縦体制導入に係る操縦士養成の制度創設や経費の財源措置

【総務省、消防庁】

消防防災ヘリコプターを安全に運航するため2人操縦士体制を導入にあたり、国において操縦士を養成する制度を創設すること。また、運航自治体が2人操縦士体制を維持し続けることができるよう十分な財源措置をすること。

15 災害救助法の救助の種類の特充

【内閣府】

大規模災害における応援経費が応援自治体に全額措置されるよう災害救助法の救助の種類に「住家被害認定調査」や「罹災証明書の発行業務」を追加すること。

16 TPP11及び日EU・EPAへの対応

【内閣官房、外務省、農林水産省、経済産業省】

TPP11及び日EU・EPAは、幅広い内容を含んでおり、経済活動及び県民生活に様々な影響が懸念され、その影響は中長期的に及ぶものである。

国においては、県民が持つ不安や懸念が払拭されるよう、引き続き、十分かつ丁寧な情報提供や継続した予算措置を行うこと。

また、当県は未曾有の複合災害に見舞われ、各方面で風評が根強く残っているなど、いまだ復興の途上であることも踏まえ、当県の活力を決して低下させることがないように十分配慮すること。

17 携帯電話不通話エリア解消の促進

【総務省】

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存している。

また、中間貯蔵施設への搬入道路や緊急輸送道路、災害時の避難路における安全安心の確保が必要である。

このため、国において、携帯電話事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するように、協力依頼や働き掛けを行うとともに、携帯電話事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

18 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、当県では、国の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」や「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を活用し、NPO等の運営力の強化を促すとともに、NPO等による復興支援、被災者支援の取組に対する支援を行ってきた。

NPO等が持つ様々な得意分野やネットワークを活かした、被災者支援、風評・風化対策などの取組は、行政の施策を補完するだけでなく、相乗効果をもたらし当県の復興・創生を加速させるものとして極めて重要である。

このため、NPO等による復興支援活動等の継続的な実施を支援することができるよう、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

19 海外における福島県産品の風評払拭

【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

国の責任において、各国・地域の輸入規制の解除に努めること。

福島県産品が不当な差別を受けることがないように、各国政府に消費者の理解促進を働き掛け、販路拡大に影響が出ないように適切な対応策を講じること。

Ⅱ 避難解除等区域等

20 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁】

(1) 子ども・被災者支援法による支援施策の充実

子ども・被災者支援法の基本方針については、被災者の意見等を適切に反映し、適時見直すこと。

また、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、被災者の実情に応じた個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な財源措置を講じ、関係施策を推進すること。

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者が住宅再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度に基づく支援金額を拡充するとともに、支援対象を住宅半壊世帯にも拡大すること。

Ⅲ 生活環境

21 安全で安心な消費生活の確保

【消費者庁、復興庁】

(1) 地方消費者行政強化交付金等の予算確保等

安全・安心な消費生活を営めるよう、当県の相談体制の強化等のために必要な予算を確保するとともに、交付金により新規事業を開始することができる特例の期間を延長すること。

(2) 地方消費者行政推進交付金（特別会計）の予算確保等

自家消費野菜等の放射能検査体制の維持のほか、風評の払拭、地域住民への説明会、震災に伴う消費生活相談への専門家派遣を実施することが重要であるため、復興・創生期間後も含め、毎年度これらの事業の実施に必要な予算を確保すること。

また、県外向けリスクコミュニケーションについて国が責任を持って主体的に取り組むなど、これまで以上に全国的な取組を強化し、消費者の理解を促進すること。

22 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業の継続及び予算の確保

【内閣府、復興庁】

帰還に関する家族間の意見の相違等、避難先に定住した人が抱える孤立感、孤独感等により、一層複雑化、深刻化する被災者の相談に対応する必要があることから、相談体制の維持継続や相談員の資質向上を図るため、令和2年度も十分な予算を確保すること。

23 地域女性活躍推進交付金の予算の確保等

【内閣府】

女性が活躍できる環境づくりを更に進めていくためには継続した取組が不可欠であることから、令和2年度以降も事業を継続するとともに、新規事業のみならず継続事業も対象とするなど、柔軟に制度を運用し、十分な予算を確保すること。

24 人権啓発活動地方委託費の予算の確保等

【法務省】

多様化する人権課題に対応し、互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和2年度以降も地方委託事業を継続するとともに委託要件の緩和など制度の充実を図ること。

25 地域公共交通確保維持改善事業

【復興庁、国土交通省】

(1) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の予算確保及び補助対象の見直し

被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、令和2年度以降も事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。また、応急仮設住宅に加え、復興公営住宅や災害公営住宅等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とすること。

(2) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、被災地域住民の生活の足の確保が不可欠であることから、令和2年度以降も継続すること。

26 第三セクター鉄道会社に対する予算確保

【国土交通省】

第三セクター鉄道会社は、少子化・過疎化の進行等に伴い厳しい経営環境にあることから、安全で安定的な運行を確保するため、第三セクター鉄道会社が行う車両更新、車両検査、施設整備等に対して、鉄道施設総合安全対策事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により十分かつ確実に予算を確保すること。

特に、国鉄民営化時に導入した車両が30年経過し、頻発する故障から安定的なダイヤの確保に支障が生じ、住民生活等に影響が出ている一方、車両更新には多額の予算が必要となることから、車両更新に係る予算の確保に万全を期すこと。

27 一般タクシーの利活用等に対する支援制度の構築

【総務省、国土交通省】

交通弱者等の住民の足を確保するため、定額タクシー導入やタクシー定期券導入など一般タクシーの利活用や、タクシーの相乗り等の新たな取り組みを行う地方自治体に対する予算を確保するとともに、一般タクシーの公共交通としての重要性を鑑み、一般タクシーへの地方公共団体の補助経費について、特別交付税措置の対象とすること。

28 外国人材受入れに係る一元的相談窓口運営に対する支援 【出入国在留管理庁】

(1) 一元的相談窓口の設置

国において各都道府県及び指定都市および外国人が集住する市町村において設置することを想定している一元的相談窓口については、相談の内容が在留手続きや雇用など所管事務に及ぶだけでなく、相談分野も多岐にわたるため、個々の自治体だけでの対応は極めて困難である。そこで、各窓口について一定の水準を確保し、責任ある対応ができるものとするため、関係省庁が連携して、在留外国人にとって日本で生活・就労するための基礎的な情報を多言語でわかりやすくまとめた「生活・就労ガイドブック」やスマートフォンで必要な情報を入手できるようなポータルサイトの作成、国の制度に関するコールセンターの設置、窓口で活用できる多言語音声翻訳システムの機能の向上や普及支援など、国においても責任をもって取り組むこと。

(2) 財政的支援の拡充と継続

自治体が一元的相談窓口を設置した場合に、地域の状況に即した相談窓口とすることができるよう、交付金交付対象条件を柔軟にすること。

また、今後外国人住民等の増加に伴い財政的負担も増大することが見込まれるため、財政支援の拡充と継続をすること。

29 海外への情報発信等の取組に対する支援

【内閣府、復興庁、総務省、外務省、観光庁】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の取組

平成31年3月現在で23の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われている等、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っていることから、政府広報等を活用した積極的な情報発信、駐日外交団や外国人プレスの当県の招聘等を通じて、引き続き国において海外への風評・風化対策のための情報発信に取り組むこと。

また、外国政府や国際機関、駐日外交団、在外県人会等を対象として県が行うセミナーや県内視察等の風評・風化対策の取組に対し財政的支援を行うこと。

(2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を支援するとともに、国際会議参加者等が当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

30 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、外務省、文部科学省、環境省】

(1) 運営費の予算確保

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進める拠点としての役割を担っていかなくてはならないことから、基金の利活用期間の終了後も、原子力災害が終息するまで、国が責任を持って運営費の予算を確保すること。

(2) 連携協力機関に係る予算確保

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて継続的・安定的に調査研究を進めることができるよう十分な予算を確保するとともに、当県と国際原子力機関の協力のもとで進めている協力プロジェクトが円滑に実施できるよう、同機関に係る十分な予算を確保すること。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

根強く残る当県の風評払拭のため、平成29年12月に国が策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、県外学校の教育旅行での活用のほか、海外を含め県外から多くの方が「コミュタン福島」を訪問するよう、国として、全国の教育関係機関等への周知や、海外に向けたPR等を行うこと。

31 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業等による鳥獣被害対策

【復興庁、環境省】

(1) イノシシの捕獲の充実・強化

第3期福島県イノシシ管理計画の策定を踏まえ、国においても帰還困難区域における捕獲目標を明確化したうえで、最大限の捕獲に取り組むこと。

(2) イノシシ等に対する総合的な対策の整備

帰還困難区域のイノシシが周辺地域へ影響を与えることがないように、特定復興再生拠点区域周辺を含め、生息環境管理などの抜本的な対策を講じること。

(3) アライグマ等の住宅侵入対策の実施

アライグマ、ハクビシン等の生活環境被害防止のため、国が捕獲わなの設置等の対策強化を図ること。

32 避難 1 2 市町村鳥獣被害対策事業

【復興庁、環境省】

(1) 鳥獣被害対策担当職員の避難 1 2 市町村への配置

帰還困難区域を含む避難地域のイノシシ対策を加速するため、国の職員を現地に配置し、県、市町村等と一体となって対策に当たること。

(2) 新たな鳥獣被害対策制度の創設

避難 1 2 市町村を支援するため、野生鳥獣対策の人材育成や広域的な生息環境管理、被害防除対策等の取組を県が行えるよう、新たな事業を創設し必要な予算を確保すること。

(3) イノシシ対策に向けた新たな技術開発や試験研究

捕獲従事者が少ない状況でも効果的、効率的な捕獲が可能となるよう、帰還困難区域を含む避難地域におけるイノシシの生態や動態調査を行うとともに、ICTやロボット技術などを活用した捕獲技術の開発に取り組むこと。

(4) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び柔軟な対応

市町村が行うイノシシ等の対策を加速するための予算確保を図るとともに、生息環境管理の刈り払い等について必要に応じて実施できるよう柔軟な運用を行うこと。

33 指定管理鳥獣捕獲等事業等における予算確保等

【環境省】

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る予算確保

本事業を継続して実施するために必要な予算を確保するとともに、原発事故の影響により指定管理鳥獣に出荷制限のある当県の特性を踏まえ、補助率を嵩上げすること。

(2) 捕獲個体の処分に係る施設整備と予算確保

イノシシなどの捕獲個体の処分に苦慮している当県の実情を十分に踏まえ、処分方法の確立に対する支援とともに、処分に必要な予算を確保すること。

(3) 総合的な対策

捕獲のみならず、環境整備や被害防除と併せて総合的な対策も講じられるような新たな補助メニューを創設し、必要な予算を確保すること。

34 狩猟によるイノシシ捕獲支援事業

【復興庁、環境省】

原発事故の影響により、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しいため、国として狩猟によるイノシシ捕獲に対する助成を行うこと。

35 ツキノワグマによる生活環境被害対策

【環境省】

人里や市街地への頻繁な出没など、ツキノワグマの生態の変化による人身被害等の生活環境被害を防ぐため、特に中心市街地への出没等、最近の環境変化を踏まえ、新たに事業を創設し、必要な予算を確保すること。

36 尾瀬におけるニホンジカ対策の強化

【環境省】

(1) 尾瀬におけるニホンジカの効率的・効果的な捕獲の検討

尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、国として核心地区の捕獲の強化を図るとともに、周辺地区も含めた尾瀬全体の夜間銃猟も含めた効率的・効果的な捕獲手法を検討すること。

(2) 尾瀬における保全地区の設定

御池田代など、食害の著しい場所について、防護柵で囲って保全する地区の設定を検討すること。

37 尾瀬国立公園尾瀬沼園地再整備事業の促進

【環境省】

令和2年度の尾瀬沼ビジターセンター完成後も継続して旧ビジターセンターの撤去及び跡地のデッキ工など再整備が必要であることから、引き続き必要な予算を確保し整備計画期間内に事業を完了すること。

38 自然公園等整備事業等における予算確保等

【環境省】

多くの当県管理公園施設が老朽化による更新時期を迎えていることや、火口付近の避難小屋の早急な噴石対策が必要であることを踏まえ、国立公園等の豊かな自然環境の保全と、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、公園利用に必要な施設の整備及び長寿命化対策に要する予算を十分に確保すること。

39 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

(1) 水質環境基準の見直し

湖沼等の水質汚濁に係る環境基準となっている「大腸菌群数」を、湖水等のふん便汚染を的確に捉える「大腸菌数」に見直すこと。

(2) 水環境保全対策等に係る調査研究の実施

現在県が取り組む猪苗代湖の水質悪化メカニズムの解明や今後の水環境保全に関する対策等について、国立環境研究所においても県と共同して調査研究に取り組むこと。

(3) 水環境保全活動等に対する支援

猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全に向け、繁茂する水生植物の除去や処理などを始めとする技術的支援や予算確保に加え、生活排水等に含まれる窒素・りん流入による湖内の水質悪化を未然に防止するため、流域内の高度処理型浄化槽の整備促進に向け補助率の引き上げ等の財政的支援を行うこと。

40 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

(1) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物については、国の責任において処理を安全かつ確実に実施すること。

(2) 8,000ベクレル/kg以下の廃棄物の処理

廃棄物の処理をさらに進めるため、積極的な情報の開示や説明会の開催等により、県民の理解促進に努めること。

また、処理施設周辺の住民の理解が得られないことから、焼却灰の処理等ができない自治体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、補助対象を現状よりも幅広く捉えるなど柔軟な対応を行い、処理を促進すること。

(3) 帰還困難区域から発生する廃棄物の処理

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域から生じる廃棄物の処理については、インフラ整備等の事業活動によるものも含めて、国が責任をもって確実に対応すること。

41 P C B 廃棄物の処分期間内の確実な処理

【総務省、環境省】

(1) P C B 廃棄物処理に係る法規定等の周知

P C B 廃棄物の処分期間内の確実な処理のため、P C B 廃棄物やその処分の仕組み、関係者の責務等について国民全体の認知度を高めるための広報を強化すること。

(2) 都道府県等に対する財政支援

都道府県等が実施する処理促進のための対策に必要な経費については、全額を交付税で措置するなど、財政支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

(3) 放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染廃棄物対策地域内の P C B 廃棄物の処理

当県との協議の結果、国が掘り起こし調査、表面汚染密度の測定、処分の全てを行うこととなった対策地域内廃棄物の P C B 廃棄物は、国の責任において処分期間内に確実に処分すること。

42 自動車運転代行業の適正化

【国土交通省】

いわゆる A B 間輸送を行う代行業者に対する取締りや行政処分に関する全国一律の明確なルール・指針を作成すること。

IV 保健・医療・福祉

43 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

仮設住宅や復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、令和2年度においても引き続き必要な予算を確保すること。

また、復興・創生期間終了後も当該事業による取組を継続する方針を早期に決定するとともに、生活支援相談員が複数年雇用できる基金化が可能な制度として実施できるようにすること。

44 高齢者等サポート拠点運営事業

【復興庁、厚生労働省】

原発事故に伴う避難により仮設住宅等での生活を余儀なくされている高齢者の孤立化防止等のため、高齢者等サポート拠点等による支援を継続することができるよう、令和2年度以降も必要かつ十分な財政支援を継続すること。

また、避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関しては、介護保険事業への移行などサポート体制が完了するまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

45 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

46 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除地域では高齢者の帰還割合が高くなっており、住民が安心して帰還できるためには介護提供体制の再構築が必要不可欠であるが、当該地域ではいまだに深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが十分に提供されない状況にある。

平成30年度から新規又は拡充の措置が講じられた下記事業については、人材確保の成果が出るまでには時間がかかることから、引き続き十分な財源措置を継続すること。

(1) 被災地における福祉・介護人材確保事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

- ① 研修受講費・就職準備金の貸与及び住まいの確保支援等
- ② 全国の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差、赴任、通勤等に係る経費支援

(2) 福島介護再生臨時特例補助金事業（福島介護再生臨時特例補助金）

- ① 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対する運営費支援
- ② 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対する運営費支援

47 福祉人材の処遇改善制度の創設

【復興庁、厚生労働省】

浜通りや避難指示区域等を含む地域では、原発事故の影響により、福祉・介護施設等従事者は震災後大幅に減少し、県内での人材確保が困難な状況にあることから、事業者を支援するため、これらの地域においては、現行の「介護職員処遇改善加算」に加えて、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

48 医師確保計画の実効性向上への支援

【厚生労働省】

当県では、原子力災害等の影響により、浜通り地域を中心に医師が県外に流出するなど医療提供体制はより深刻な状況に陥っている。この8年間進めてきた医師確保対策により、一定の成果が出始めているところではあるが、厚生労働省が今年（平成31年）2月に公表した暫定的な医師偏在指標において当県が全国ワースト4位の「医師少数県」となるなど、当県の医師不足は依然として深刻な状況が続いている。

また、今後、当県が策定を行う医師確保計画では、避難指示区域の解除等に伴う医療提供体制の再構築や、帰還住民の長期的な健康の見守りのための訪問診療・在宅診療の充実など、日々増加している新たに取り組むべき課題を踏まえた実効性のある医師確保対策が求められている。

については、震災及び原子力災害からの復興に取り組む当県の特殊性を踏まえ、「医師多数都府県」からの医師の配置・派遣調整に特段の配慮を行うなど、当県が策定する医師確保計画の実効性を向上させる新たな仕組みづくりを積極的に講じること。

49 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【文部科学省】

当県では、震災前から医師の絶対数が不足していたことに加え、原子力災害等の影響により浜通り地域を中心に医師が県外に流出するなど、医療提供体制はより深刻な状況に陥っている。震災から8年が経過した現在、県内医療施設従事医師数は徐々に回復してきているものの、「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」では、いまだ全国42位と全国平均を大きく下回っている。

さらに、厚生労働省が今年（平成31年）2月に公表した暫定的な医師偏在指標においても、当県は全国ワースト4位の「医師少数県」に位置付けられているなど、依然として厳しい状況が続いており、医師の養成が喫緊の課題となっている。

については、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部定員増の恒久化措置を図ること。

50 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めることとしているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

特に、福祉・介護人材の確保にあたっては、就労支援金、住居費等の支援に関する事業とイメージアップや職場体験等の総合的な事業を組み合わせることで対策を講じているが、当基金では、就労支援金や住居費の支援に関する事業費は対象外とされている。

加えて、国が進めている外国人介護人材の活用についても、外国人全体に対する就職準備金や生活費の助成などの有効な事業を実施し、人材不足に対応していく必要がある。

については、こうした取組を確実に実施するため、地域の実情に応じて柔軟に基金を活用できるよう制度の見直しを図るとともに、必要な財源を確保すること。

また、各事業の区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

さらに、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手できる状況であり、市町村より早期の内示を要望されていることから、円滑に基金事業を実施する上で支障とならないよう交付手続きの迅速化を図ること。

51 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止 【厚生労働省】

地方単独事業により医療費助成制度を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置について、子どもの医療費は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成の減額調整措置を行わない（平成28年12月22日の厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）こととする見直しが行われたが、年齢など条件を付さず早急に減額措置を廃止すること。

併せて、減額措置制度そのものについても廃止すること。

52 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

今回の国保改革に係る国費の追加財政支援（約3,400億円）は、令和2年度以降も都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため着実に実施すること。

53 新たな放射性薬剤の着実な研究・開発

【復興庁、文部科学省】

原子力災害の影響を受けた県民の健康を長期的に見守るため、福島県立医科大学に設置された「ふくしま国際医療科学センター」内の「先端臨床研究センター」においては、国内の医療機関として初めて導入された中型サイクロトロンを用いて平成28年度にアスタチン製造に成功した。

現在は、小動物を用いた非臨床試験を実施しているところであり、今後、令和3年度に臨床試験を予定するなど、概ね当初の計画どおり進捗している。

この研究が実用化されれば、悪性褐色細胞腫（副腎に発生する腫瘍）の患者の治療に大きな効果が期待されるほか、アスタチンと結合する薬剤を変えることで、様々ながん治療に応用できる可能性があり、将来のがん治療への貢献が大きく期待され、ひいては、全世界に向けて原子力災害からの復興に取り組む当県の姿を発信することができる。

アスタチンの安定製造は福島県立医科大学でしかできないこと等から、当県の復興を後押しする新たな放射性薬剤の研究開発が中長期的に行われるよう、当県の復興を後押しすること。

54 少子化対策（結婚支援）の財源の確保

【内閣府】

少子化を解決するためには長期間を要することから、意欲ある地方自治体に取り組む少子化対策が効果を上げられるよう、長期的にかつ十分な財政措置を講じること。

特に、自治体が運営する結婚支援センターは結婚支援の中核的役割を担っていることから、その運営費について、地域少子化対策重点推進交付金の対象を設置後3か年を限度とする取扱いを廃止すること。

55 子どもの貧困対策

【内閣府】

(1) 子どもの貧困対策の強化・充実

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、当県及び市町村は地域の実情に応じて取組を進めているところであるが、地域での関係機関の連携体制について、令和元年度中に見直しが見込まれる。「子供の貧困対策に関する大綱」において、地域の実情を勘案した具体的かつ実効的な対策を打ち出すこと。

(2) 地域子供の未来応援交付金による弾力的、継続的な財政支援

地域子供の未来応援交付金について、市町村が行う子どもたちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備については、団体の設立から地域での自立的な活動の継続への移行まで一定の期間が必要であることから、事業を所要の期間継続できるよう弾力的に運用すること。

56 保育人材・放課後児童支援員の確保に向けた財政支援 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童解消の取組を強化するため、「子育て安心プラン」により保育の受け皿整備を前倒しするとしているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、全国的に保育士の給与改善を更に進める等、国が責任を持って対処すること。

また、放課後児童クラブの運営を担う放課後児童支援員についても、処遇改善等加算の要件を緩和するなどにより更なる処遇改善を進めること。

加えて、当県及び市町村において保育所等の処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっていることから、これを円滑に執行できるよう、事務執行に対する支援を行うとともに、制度の簡素化を図ること。

57 待機児童解消に向けた抜本的な対策の実施 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

(1) 施設整備に関する補助の充実

待機児童の解消を目指し、保育の受け皿確保策として最も効果を上げている保育所、認定こども園等の施設整備について、国庫負担率の引き上げや補助基準額自体のかさ上げを行い、市町村及び事業主負担の更なる低減を図ること。

(2) 施設整備に関する所管や制度の一元化

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があるため、当県及び市町村ともに事務執行に支障をきたしていることから、交付事務の所管を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一した上で、十分な財源を確保すること。

58 幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分については、確実に地方交付税措置するとともに、実施主体である市町村が円滑に事務を執行できるよう十分な支援を行うこと。

59 教育・保育給付の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

職員配置基準等の質の向上を図る際には、経過措置を設ける等、円滑に実施できるよう地域の実情に応じた制度設計を行うこと。

また、障がい児や医療ケア児を多くの保育所等で受け入れることができるよう、公定価格においても配慮すること。

加えて、保育所や認定こども園等の運営で必要となる施設の維持管理のための経費等を公定価格に盛り込み、教育・保育給付の内容を充実させること。

60 子育て世帯の経済的負担の軽減

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの運営費について、国の交付金の積算方法の見直し等により補助基準額のかさ上げを行うなどにより、保護者負担額の引き下げを図ること。

また、多子世帯の保育所等の保育料について、独自の所得制限を設けない軽減策を採っている市町村が多いことから、こうした市町村への支援策として、保育料軽減措置を拡充すること。

61 母子の健康支援

【復興庁、厚生労働省、環境省】

放射線の健康影響対策として取り組んでいる相談事業や母乳の放射性物質濃度検査を継続して実施できるよう、引き続き財政措置を講じること。

また、特定不妊治療については、1回あたりの助成額の充実や助成回数拡充、所得制限の緩和を図るとともに、医療保険制度を適用すること。

62 ひとり親家庭への支援策の充実

【厚生労働省】

(1) ひとり親家庭の医療費助成制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

(2) 児童扶養手当の充実

ひとり親家庭への経済的支援を充実させるため、第1子の手当額を増額すること。

(3) 高等職業訓練促進給付金の充実

就職に有利な資格取得を支援し、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、修業期間の最終年限1年間につき支給額を4万円加算されることになったが、支給期間すべてにおいて高等職業訓練促進給付金の支給額を増額すること。

63 すべての子どもを対象とした医療費助成制度の創設

【厚生労働省】

安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国において全ての子どもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

64 避難地域等における幼児期の教育・保育環境の充実

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省】

原子力災害による避難地域等における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、避難地域における教育・保育整備に必要な財源を、復興・創生期間終了後も、引き続き十分措置されること。

また、子育て世代の帰還を促すため、町村の自主的な取り組みが行えるよう効果促進事業の枠組みを引き続き継続すること。

65 保育人材の確保に向けた貸付金の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

保育士の確保については、福島県内外の保育士であって、県内の保育施設等で就労を予定している保育士に対して、就職準備金（一時金）を貸与するなど、保育人材の確保に向けたインセンティブの創設に必要な財源を国が責任を持って対処すること。

V 商工労働・観光交流

66 商工会等復興支援員の配置

【中小企業庁】

原子力災害対応雇用支援事業において配置している復興支援員は、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業を行っていることから、復興・創生期間後においても、被災商工団体への支援を引き続き行うよう、必要な予算を確保すること。

67 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、中小企業庁】

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること。

68 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害で被害を被った中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金等の自己負担部分に利用できる本貸付金について、補助金と連動した十分な予算を確保すること。

69 東日本大震災復興緊急保証の継続

【中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を中長期的に継続するとともに、超長期の償還制度を付与するなど制度を拡充すること。

70 特定地域中小企業特別資金の継続

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を中長期的に継続すること。

71 二重債務問題解決のための支援の継続

【復興庁】

原子力災害という特殊な事情から県内中小企業の多くは売上げ等が震災前に戻っておらず、震災前の債務が負担となって自立再建できない中小企業が多く存在する。また、被災した12市町村では事業再開が本格化するのはいずれからの状況にあり、二重債務の債権買取は今後より一層の需要が見込まれることから、東日本大震災事業者再生支援機構、福島県産業復興機構の取組を引き続き推進すること。

72 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充

【中小企業庁】

小規模事業者は人口減少やグローバル化などの影響を受け、取引先減少や経営者の高齢化による経営資源の散逸等の課題があり、新たな販路開拓や生産性向上、事業承継等への対応が求められており、小規模事業者が商工会・商工会議所等と一体となって進める販路開拓や生産性向上の取組への支援については、引き続き高い需要が見込まれることから、令和2年度においても十分な予算を確保すること。

73 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

今年度同事業により実施されている、工業製品の放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、中長期的に当該事業を継続するとともに十分な予算を確保すること。

74 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業の継続

【中小企業庁】

平成24年度補正予算から始まった、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資などを支援する補助金、通称“ものづくり補助金”については、中小企業等の製品開発等に非常に有効であるため、令和元年度も継続して実施すること。また、被災地域の産業復興を促進するため、被災地域の企業・事業者を優先的に採択すること。

75 公設商業施設の安定的運営への支援

【復興庁、経済産業省】

市町村が設置する公設商業施設は、帰還する住民や帰還した住民にとって、生活に必要な買物の場や交流の場として重要な役割を果たしているが、住民及び小売業者の帰還が十分に進まない状況の中、将来にわたり安定的な運営を維持していくことが大きな課題となっている。

については、住民の買物環境を確保し、住民及び小売業者の更なる帰還を促進するため、公設商業施設の運営経費支援のための予算の確保を含め、安定的な運営に対する十分な支援を行うこと。

76 被災者等に対する職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）授業料等減免措置に係る交付金措置の継続

【厚生労働省】

今もなお、震災と原発事故の影響が大きく残っていることから、中長期的に被災者支援の観点のもと同様の減免措置及び交付金措置を継続すること。

77 情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

【厚生労働省】

平成31年度政府予算において継続が認められた情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）のコンピュータリース料に要する経費に係る補助について、中長期的に同様の内容で補助を継続すること。

78 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えての地方空港の利活用

【内閣官房、国土交通省、観光庁】

福島空港は、首都圏からの距離が180kmと、首都圏空港を補完することが可能である。

また、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、当県に対するいまだ根強い風評を払拭するための正確な情報を、全世界に発信する絶好の機会である。

このため、国は大会期間中のオリンピック等関係飛来機の安全かつ円滑な受入について、福島空港を含む首都圏近隣地方空港の活用の検討を主体的に進めること。

79 東南アジアからの訪日ビザ発給要件の緩和

【外務省】

全国的な訪日外国人観光客の急増から大きく遅れをとっている当県においては、風評の影響が比較的少ない東南アジアからの訪日客の誘客は重要であり、当県の観光復興実現及び地方創生の取組に資するため、当県への誘客に大きな効果が見込まれる東南アジア各国からの訪日ビザ発給要件の大幅な緩和措置を講じること。

80 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- (1) 強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金の予算を確保するとともに、補助制度の継続を図ること。
- (2) 東日本大震災の被災地域に対して、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

81 G空間情報技術を活用した先端技術の社会実装への支援

【復興庁、農林水産省、林野庁】

(1) G空間情報技術を活用したスマート農業の社会実装への支援

ICT、ロボット技術等の先端技術を活用し、グローバル競争に勝てる省力的かつ生産性の高い農業の普及・定着を図るため、G空間情報技術を活用したスマート農業のモデル的な取組と先端技術を活用できる人材育成に必要な予算を確保すること。

(2) G空間情報技術を活用したスマート林業の取組等への支援

林業成長産業化を図り、森林資源を活用した地域振興を促進するため、G空間情報技術を活用した森林資源情報の把握と次世代型林業機械の導入など、先端技術を活用したスマート林業の総合的な取組を支援すること。

また、帰還困難区域においては、山地災害の防止と将来的な森林の活用の観点等から、国がG空間情報技術を駆使した継続的な森林の状況のモニタリングに取り組むための予算を確保すること。

82 農地中間管理事業の円滑な推進に向けた事業推進費の県負担維持と避難指示解除地域等における地域集積協力金の支援拡充
【農林水産省】

(1) 農地中間管理事業等推進事業の県負担

長期展望をもって担い手への農地集積等に取り組み、かつ、農地中間管理事業の貸借契約に係る適正な事務執行（賃借料精算や契約変更手続き等）が継続できるよう、県負担分については、事業に関わる県職員の人件費を実質的な負担として認めるなど、平成30年度と同様の取扱いとし、令和2（2020）年度以降も新たな負担を求めないこと。

(2) 避難指示解除地域等における地域集積協力金の支援拡充

避難指示が解除された地域等においては、帰還者が少ないなどの厳しい状況の中、原子力災害からの復興に向け、農地整備事業等を活用しながら、関係者一丸となって営農再開に向けて取り組んでいることから、地域集積協力金は従前と遜色ない水準とするため、中山間地域の交付基準（機構活用率）を適用するとともに、上乘せ額を増額すること。

83 農業次世代人材投資事業の安定的な予算措置及び柔軟な運用
【農林水産省】

次世代を担う農業者となることを志向する者に対する、農業次世代人材投資事業を活用した関係機関・団体の取組は軌道に乗りつつあるため、意欲ある就農希望者や新規就農者に交付金が確実に交付されるよう事業実施のための安定的な予算措置及び、人材確保・育成に結びつく継続的かつ発展的な新規就農支援制度を堅持すること。

84 新たな先端技術を活用した生産体制の確立・普及への支援 【復興庁、農林水産省】

(1) 十分な予算の確保

被災産地の復興のため「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」において、現場が直面している課題を対象に先端技術の開発と実用化された技術体系の迅速な社会実装に取り組んでいるところである。原発事故に起因する風評などの影響が全県に及んでいる当県において、当該事業において開発された技術が必要な地域に迅速に普及・定着が図られ、課題解決に結びつけることができるよう社会実装のための十分な予算を確保すること。

(2) 先端技術の体系化と実証研究の継続

避難地域における営農再開及び沿岸漁業の再開は道半ばであり復興創生期間後の特定復興復興再生拠点区域での営農再開、沿岸漁業の通常操業の再開を進めるためにも、無人化を含めた先端技術による省力化、効率化が不可欠であることから、復興・創生期間後も先端技術の実証研究及び実用化された技術の社会実装に向けた支援を継続すること。

85 放射性物質除去・低減技術の開発

【内閣府、復興庁】

放射性物質による影響は長期に及び、又その影響に関する知見が十分ではないことから、安全な農林水産物の生産に向け、以下の取組に対する令和2（2020）年度の予算確保及び復興・創生期間後の支援を継続すること。

- ・ 特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を一定水準に維持する技術の確立
- ・ 汚染されたコナラ林をキノコ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・ 水産物の安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度予測手法や除去技術の確立 等

86 産地パワーアップ事業及び強い農業・担い手づくり総合支援 交付金の予算確保

【農林水産省】

当県農業が力強く発展するためには、地域の特長や強みを生かした取組により、農業生産の大規模化や農産物流通の合理化を図ることが必要である。このため市町村等が実施要望する全ての地区において事業が実施できるよう、補正予算も含め、十分な予算の確保を図ること。

また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプについては、人・農地プランの実現と、多くの担い手の経営安定に向けて、十分な予算を確保すること。

87 有害鳥獣による農作物等被害防止対策の充実・強化

【農林水産省】

原子力発電所事故に伴い、避難指示が出された区域に接する阿武隈高地から阿武隈川以東の地区において、イノシシなど有害鳥獣の生息数が増加するとともに、その生息域と被害が中通り地方や会津地方にも拡大していることから、次の鳥獣被害対策を強化すること。

○ 鳥獣被害防止総合対策交付金

イノシシの捕獲・処分経費は地域実情により異なるため、有害捕獲の上限単価を見直すこと。

また、減少、高齢化している捕獲従事者によるわなの見回りなど、捕獲活動の効率化のため、ICT等新技術実証の予算を拡充すること。

88 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

【復興庁、農林水産省】

東日本大震災の被災農業者等に対する農業制度資金の融通については、平成26年度から原発事故の被災農業者等についても新たに対象として、最長18年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置が継続されたところであるが、被災地域の営農再開には、なお時間を要する状況にあることから、農業経営の復旧・復興のための金融支援（財特法特例、無利子化及び無担保・無保証人措置）について、令和2年度及び復興・創生期間以降の予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

89 6次産業化に係る予算の確保

【農林水産省】

当県農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るためには、農林水産資源を基盤とした6次産業化を力強く推し進めることが重要である。そのため6次産業化に取り組む人材の育成、助言活動等を行う6次化サポートセンターの設置・運営、事業者による新商品開発や施設整備等への支援に係る交付金等について、十分な予算を確保すること。

90 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保

【復興庁、農林水産省】

東日本大震災により甚大な被害を被った当県農業の着実な復興を図るためには、農業生産力や販売力の回復が不可欠であり、東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、現在進めている以下の事業について、それぞれの地域の実情及び事業の進捗に応じて、令和2（2020）年度及び復興・創生期間後の予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

- ・ 農地生産性回復に向けた取組
- ・ 生産関連施設
- ・ リース方式による農業機械の導入
- ・ 家畜改良体制の再構築
- ・ 自給飼料生産・調製再編の支援

91 畜産生産基盤の復興支援

【復興庁、農林水産省】

- (1) **法人化・共同化農場増頭対策の支援**
法人化等を目指す酪農経営体の乳用初妊牛の導入を支援すること。
- (2) **酪農後継者経営・技術向上の支援**
酪農後継者が組織する団体が実施する飼養管理研修等の開催経費を支援すること。
- (3) **畜産企業誘致による生産基盤強化**
被災地での経営再開あるいは県内への新規参入を指向している畜産企業のニーズの吸い上げと受け入れ可能地域のマッチング等に要する経費を支援すること。
- (4) **繁殖雌牛生産基盤の強化**
繁殖雌牛導入に対する支援を強化すること。
- (5) **肉用牛一貫経営移行の強化**
肥育農家の一貫経営転換への支援を強化すること。
- (6) **繁殖成績向上対策**
繁殖を向上するための取組に対する支援をすること。
- (7) **衛生管理向上対策**
牛白血病による損失を低減するための取組に対する支援を行うこと。

92 未除染草地の利用再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 除染（草地更新）に対する支援の継続

急傾斜地や石れきが多い未除染牧草地において、農研機構で開発した草地更新手法（農研機構畜産研究部門2018年3月発行に掲載）による除染（草地更新）を計画しており、今後とも、除染（草地更新）実施に対する財政的支援を継続すること。

(2) 除染困難な未除染牧草地等の利用再開に向けた調査研究、方策等の検討

既存の技術では除染困難な牧草地の利用再開に向け、新たに放射性物質の吸収抑制対策等の技術を確立し、生産現場における指針等にまとめること。

(3) 除染困難な草地の保全管理

新たに放射性物質の吸収抑制対策等の技術が開発され、牧草地の利用が再開されるまでの間、除染が困難な牧草地の荒廃防止を目的とした草刈り等の保全管理を東日本大震災農業生産対策交付金の対象とすること。

93 水産物の出荷制限指示の解除

【厚生労働省、水産庁】

(1) 出荷制限指示解除の新たな要件の追加

出荷制限指示の解除に当たって、その分類、生態や、生息環境等の知見を用いて、近縁種のデータによって判断できることを、『検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方』の中に新たな解除の要件として追加すること。

(2) 飼育試験の活用

検体の確保が困難な種について、対象海域における一定期間の飼育試験結果等に基づく解除について検討すること。

94 被災海域における種苗放流支援事業の継続

【復興庁、水産庁】

震災以前と同様の漁業者等の負担による種苗生産体制が整うまでの間、「被災海域における種苗放流支援事業」の実施に必要な令和2年度及び復興・創生期間後の予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

95 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

東日本大震災により甚大な被害を被った当県水産業の再生のために必要な以下の事業について、令和2年度及び復興・創生期間後の予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

- ・ 共同利用施設復旧整備事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 加工原料等安定確保支援事業
- ・ 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業

96 国営土地改良事業の予算確保及び計画的な事業採択

【農林水産省】

当県の基幹的な農業水利施設の多くは、昭和40年代に整備され、老朽化の急速な進行により突発事故の発生件数も増加し、早急に対策を講じる必要があることから、国営かんがい排水事業継続地区（会津南部・会津北部）の予算を十分に確保するとともに、国営施設応急対策事業調査地区（雄国山麓・母畑・隈戸川）の確実な事業採択を行うこと。

97 避難区域・解除区域における新たな施設管理体制整備事業の創設

【復興庁、農林水産省】

避難指示・解除区域において、農家による農業水利施設の管理体制が構築されるまでの間、施設の基幹から末端までを対象とした新たな施設管理体制を整備する事業を創設すること。

98 農業用ため池の法制化に伴う地方財政措置

【総務省、農林水産省】

農業用ため池の防災・減災対策と地域住民の安全・安心の確保をより一層推進するため、農業用ため池の法制化に伴う農業用ため池の適正管理に必要な人件費等を普通交付税の個別算定経費の対象とすること。

99 日本型直接支払制度の拡充

【農林水産省】

農業・農村の維持が困難となっている地域において、実情に応じて地域外からの新たな労力確保を行い、共同作業の労力補完や事務作業の補助等を広域的に調整する組織の設立と、その運営を支援するよう制度を拡充し、そのための予算を確保すること。

100 日本型直接支払制度の予算確保

【農林水産省】

農業・農村の多面的機能を発揮するため、活動組織が多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用できるよう、予算を十分に確保するとともに、地域の取組要望に対応するため、県、市町村への地方財政措置を充実するなど、自治体の負担軽減を図ること。

101 耕作放棄地の利活用に向けた支援の拡充

【農林水産省】

荒廃した農地の再生をさらに促進するため、地域の合意により再生する農地を担い手に集積する場合、多面的機能支払交付金に再生に必要な経費に相当する新たな加算措置を講じるなど、耕作放棄地の利活用への支援を拡充すること。

102 農業農村整備及び林道整備に係る予算の確保

【農林水産省、林野庁】

生産性の向上と効率的かつ効果的な事業展開を図るために必要な農業農村整備事業及び森林整備の推進と林業生産性の向上に資する林道整備に必要な以下の予算を十分に確保すること。

- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

103 地籍調査事業の予算の確保

【国土交通省】

地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に必要であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。

104 路網整備に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

伐木・造材から運搬までのコスト低減や輸送能力の強化に必要な林業専用道を整備するため、中長期的に予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

また、林業専用道等の路網整備計画立案に必要な航空レーザ計測についても、継続して予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

105 バーク処理に関する支援

【内閣府、復興庁、林野庁、経済産業省、環境省】

(1) 放射性物質の影響を受けたバークの処理や利用再開に向けた支援の継続

木材加工業者等へのバーク処理経費の一時貸付及び有効利用に向けた検証費用等に対する支援を継続すること。

(2) 新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの処理に関する支援

賠償が困難とされているバークの廃棄物処理経費等について、東京電力に対し、財政的支援や処理方針を示すよう強く働き掛けること。

106 広葉樹林調査及び栽培きのこ・山菜の実証試験への支援

【復興庁、林野庁】

(1) 広葉樹林再生に向けた調査への支援

- ① 県内の広葉樹林において、各地域の汚染状況を調査し、きのこ原木が生産可能な林分の分布や供給可能量を推定する調査の支援を継続すること。
- ② 原木林再生に向け、萌芽や土壌等を調査し、萌芽更新後の原木生産の可能性を推定するための調査の支援を継続すること。

(2) 栽培きのこ・山菜の実証試験への支援

放射性物質の影響により生産を中断している栽培きのこ・山菜の安全な栽培方法を構築する実証試験への支援を継続すること。

107 栽培きのこにおける生産資材の支援の継続

【復興庁、林野庁】

栽培きのこの生産については、いまだ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達について、引き続き十分な支援を行うこと。

108 野生きのこ等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

野生きのこ・山菜は地域の貴重な資源であることから、地域振興のためには、出荷が制限されている品目でも、非破壊検査機器等で測定し基準値を下回っていることが確認された場合は出荷を認めるなど、出荷再開に向けた制度の見直しを検討すること。

また、効率的な出荷制限解除に向けた検査に、食品用非破壊検査機器を使用することについて検討すること。

加えて、上記検査に必要な食品用非破壊検査機器の選定を速やかに進めること。

109 海岸防災林造成事業に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

東日本大震災の津波により約6割が消失した海岸防災林は、人命や財産などを守るために不可欠であり早期復旧が求められていることから、事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置を継続すること。

Ⅶ 県土整備

110 放射性物質に汚染された建設副産物等への対応

【復興庁、国土交通省、環境省】

帰還困難区域における復旧・復興事業が円滑に進むよう、放射性物質に汚染された廃棄物や建設副産物の処理方法の調整等を国の責任の下で確実に実施すること。

また、帰還困難区域外における河川工事等で発生する放射性物質に汚染された建設発生土についても、その処分が困難となっているため、処理方法の調整等を国の責任の下で確実に実施すること。

111 復興・創生期間における着実な事業進捗

【復興庁、国土交通省】

避難地域の復旧・復興事業は緒に就いたばかりであり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備、営農再開に向けた農業基盤整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、令和2年度を跨ぐ可能性が高い新規事業の着実な事業化及び完了が図られるよう、国が責任をもって、財源の確保や、復興交付金、福島復興再生加速化交付金等の要件拡充、柔軟な運用など、必要な支援を行うこと。

112 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

【国土交通省】

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、2020年度以降も震災復興特別交付税の措置を講じること。

また、指定確認検査機関が行う相当数の建築確認申請等の手数料減免について、2020年度以降も国庫補助を行うこと。

113 復旧・復興事業における施工確保

【国土交通省】

大規模な復旧・復興工事が最盛期を迎える中、引き続き、入札不調や施工確保への対策が必要であり、さらに東京オリンピック・パラリンピック関連事業の影響により資機材や労働者の不足が懸念されることから、現在適用している「復興係数」について継続すること。

114 県土の復興に向けた防災・減災関連事業の促進

【国土交通省】

当県では東日本大震災に加え、平成23年の新潟・福島豪雨等により県内全域で甚大な被害を受けているため、治水対策や土砂災害対策を推進し、県民生活の安全・安心を確保する必要があることから、以下の措置を講じること。

- ① 県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、通常事業（防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。
- ② 国の直轄事業として実施する砂防事業について、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。
- ③ 「総合流域防災事業（緊急改築事業）」により、昭和52年以前の技術基準により設計された砂防設備の改築が可能となっているが、施設の老朽化による改築が急務である施設については、「昭和53年以降の技術基準で設計された砂防設備」についても「総合流域防災事業（緊急改築事業）」の対象とすること。

115 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

【財務省、国土交通省】

「積雪寒冷地特別域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、積雪寒冷地の道路交通の安全確保に必要な財政支援を行うこと。

また、近年の異常降雪や労務単価の高騰及び諸経费率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、雪寒法で定める国费率に基づき、必要な除雪費を配分すること。

116 災害査定の円滑な実施

【財務省、国土交通省】

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所もあり、今後も災害査定実施時期の延長や査定の簡素化等の措置を継続すること。

117 社会資本の維持・管理に係る財源措置等

【総務省、国土交通省】

- ① 長寿命化事業に対して、「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日：総務省）」により、対象は昭和52年以前の技術基準により設計された砂防設備が追加され、施設の修繕・更新が可能となったところであるが、施設の老朽化が見られる「昭和53年以降の技術基準により設計された砂防設備」についても対象とすること。
- ② 長寿命化事業に対して、「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日：総務省）」により、対象は河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道が追加され、施設の修繕・更新が可能となったところであるが、長寿命化事業は点検、修繕、更新の一体的な取り組みであるため、点検費用についても対象とすること。
さらに、施設の老朽化対策が急務である空港施設の修繕・更新についても対象とすること。
- ③ 都市公園における利用者の安全・安心の確保を図るため、公園施設の長寿命化計画に基づく改修が計画的に実行できるよう、国費支援を継続するとともに、施設更新に必要な財源を十分に確保すること。
- ④ 市民生活を支える根幹である下水道施設の安定的な施設運営を図るため、施設のストックマネジメント計画書に基づく改築更新が計画的に実行できるよう、引き続き国費支援を継続すること。

118 重要港湾相馬港の整備促進

【国土交通省】

重要港湾相馬港は、近年の新たな企業の進出や今後の相馬福島道路の開通によるアクセス向上などにより、地域の産業を支える物流拠点として重要な役割を担っていることから、港内静穏度を向上するための南防波堤整備に必要な財源確保に努めること。

119 外航クルーズ船の寄港受入れに向けた財政支援

【国土交通省】

外航クルーズ船の誘致は、一度に大勢の観光客が広域的に観光することによる地域活性化、東日本大震災からの復興状況の発信による風評被害の払拭を図るうえで重要であることから、クルーズ船寄港に必要な港湾施設整備への財源確保に努めること。

120 福島空港の防災拠点等への位置付け

【内閣府、消防庁、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、首都直下地震など大規模かつ広域的な災害において、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として活用するよう、国の防災計画等へ位置付けるとともに、防災拠点として必要な施設等の整備を行うこと。

121 福島空港における滑走路端安全区域（RESA）の整備
【国土交通省】

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に活用できる基準を満たし、防災拠点としての役目を果たせる空港の整備に向けて、安定した財源確保に努めること。

122 福島県の復興を牽引し「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の財源確保
【復興庁、財務省、国土交通省】

街路は、都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有することから、計画的な整備に努めているが、近年、事業費の減少が著しく、復興を支える都市活動の実現に支障を来している。

今後、復興を加速化させようとしている当県に対し、十分な財源を確保すること。

123 県立富岡支援学校等への継続的な支援

【復興庁、総務省、文部科学省】

サテライト校として教育活動を続けている、相馬農業高等学校飯館校及び富岡支援学校への支援を継続するとともに、今後予定される富岡支援学校の双葉郡への帰還に伴う環境整備等について支援を行うこと。

124 ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 生徒の教育・生活環境整備への継続的支援

平成31年度に開校した、ふたば未来学園中学校及び先行して開校しているふたば未来学園高等学校の寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備に必要な予算の確保等を継続すること。

(2) 魅力ある教育環境づくりへの支援

外部講師招へいや、連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費、今年度活動拠点を広野町に移転したバドミントン部の活動に必要な予算の確保等教育環境づくりへの支援を継続すること。

125 小高産業技術高等学校への継続的支援

【復興庁、文部科学省】

県内唯一のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとして3年目を迎えた小高産業技術高等学校の、復興に寄与する人材育成に向けた教育活動を、継続的に支援すること。

126 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化
【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 少人数教育推進のための教職員定数の充実

学校現場を取り巻く課題が複雑化・困難化し、教職員が多忙化していることから、少人数教育のさらなる推進のため、30人程度学級編制による教職員定数の一層の改善を計画的に実現すること。

(2) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

震災による生活環境の変化に対応が困難な特別の支援が必要な児童生徒が、産業界を始め、様々な方々との交流を通して、地域の一員として生きる力を身に付けるための活動に必要な予算を確保すること。

(3) 公立小・中学校の施設整備及び耐震化の促進

市町村の建築計画が大幅な変更を余儀なくされる恐れがあるため、施設の老朽化に伴う環境改善を図るため「公立学校小中学校施設整備事業」に必要な財源は当初予算で確保し、早期に一括で事業採択すること。

127 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安が払拭されていないため、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、財源措置を継続すること。

(2) 高等学校の空調設備の充実

近年の猛暑により、校内活動中の熱中症など生徒の生命に影響する事例が発生しているほか、災害時は高等学校も避難所となることから、高等学校においても空調設備設置に係る補助制度を構築すること。

(3) 部活動指導員やスクール・サポート・スタッフを活用するための予算の確保

教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、昨年度制度化された「部活動指導員」や「スクール・サポート・スタッフ」を有効活用するための十分な予算を確保すること。

128 被災した文化財への支援

【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財調査のために、他県からの埋蔵文化財専門職員派遣を受け入れるための経費について、継続的に予算措置を講じること。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災で被災した博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管するための予算措置を継続すること。

129 教育委員会における障がい者雇用推進のための支援

【文部科学省】

(1) 教員養成段階からの支援

教育委員会における障がい者雇用を推進するためには、障がいがありながら教鞭をとる教員を増やす必要があり、障がいのある学生等が教員を目指せるよう、大学等教員養成の段階から教職を目指しやすくするための支援を行うこと。

(2) 働く環境への支援等

障がいのある教員がより働きやすい環境となるよう、勤務環境のユニバーサルデザイン化に対する支援を行うこと。

また、障がい者が教員として働く場合の関係諸制度についても、そのあり方を検討すること。